酒類に関する公正な取引のための指針について

指針では、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、以下のように酒類に関する公正な取引 の在り方を提示し、全ての酒類業者が自主的に尊重することを求めています。

指針のルールに則していない取引が認められた場合には、その不合理さを指摘して合理的な取引が行われるよう改善指導し、公正取引についての自主的な取組を促しています。

(ルール1 合理的な価格の設定)

酒類の価格は、一般的には仕入価格(製造原価)、販売費及び一般管理費等の費用に利潤を加えたものになることが短期的にも長期的にも合理的であり、合理性を欠く価格設定については改善していく必要がある。

(ルール2 取引先等の公正な取扱い)

取引数量の相違等正当なコスト差に基づく合理的な理由がないにもかかわらず、取引先又は販売地域によって酒類の価格及び取引条件に差異を設けることは、公正な取扱いとならず、改善していくべきである。

(ルール3 公正な取引条件の設定)

大きな販売力を有するスーパーマーケット等が、その購買力を背景に取引上優越した地位にある場合に、自己の都合による返品、商品購入後における納入価格の値引き、特売用商品の著しい低価納入、プライベート・ブランド商品の発注後の受領拒否、中元・歳暮などの押し付け販売、従業員等の派遣、不透明又は過大な協賛金やセンターフィー、カタログ制作費等の負担、自己が負担すべき費用のつけ回し、多頻度小口配送等の要求を一方的に行う場合、若しくはこれらの要求に応じないことを理由として不利益な取扱いをする場合、又はコスト上昇分の価格転嫁の必要性を背景とした取引条件の見直しの申入れ等を一方的に拒否する場合には、公正な取引条件の設定が妨げられるため、改善していくべきである。

製造業者等が市場調査、販売促進、宣伝等の市場活動等を通じて経済上の利益を供与する又は 経済上の不利益を課すことにより、流通業者の取引条件等に不当に関与し影響を及ぼす場合には、 流通業者の事業活動を制限することになるばかりでなく、消費者利益を損なうこともあるため、 製造業者等はこうした不当な影響が生じないように十分に配慮する必要がある。

(ルール4 透明かつ合理的なリベート類)

リベート類は、仕切価格の修正としての性格を持つもの、販売促進を目的としたもの、業務効率 化への寄与度等に応じて支払われるもの等その態様は様々であるが、いかなる形態であれ透明性 及び合理性が必要であり、透明性及び合理性を欠くリベート類は廃止していく必要がある。

$(j\nu-j\nu 1)$

【販売価格の設定誤りなどがあった事例】

・ 小売業者であるH社は、仕入先からの特売リベートを原資に値下げを行った特売期間が終了した後において、一部商品の販売価格の変更を失念し、特売価格での販売を行っていたため、総販売原価を下回る価格での販売となっていた。

・ 小売業者である I 社は、一部の店舗において、特売リベート受領のための取引条件を満たしていないにも関わらず、本部と店舗との連絡ミスにより、特売リベートの受領を前提とした特売価格での販売を行っていたため、総販売原価を下回る価格での販売となっていた。

$(j\nu-j\nu 2)$

【取引条件の見直しを行わなかった事例】

・ 卸売業者であるJ社は、特定の取引先との取引において、相手方の求めに応じ値引きを行うことで、他の取引先よりも低い価格設定を行っていたが、その価格差は、取引数量の相違等の正当なコスト差に基づくものではなかった。

【自社基準を遵守しなかった事例】

・ 卸売業者であるK社は、策定した自社基準に基づき取引条件を設定することとしていたが、特定の取引先との取引において、取引先が示した価格となるよう自社基準を超える値引きを行うことで、他の取引先よりも低い価格設定を行っており、その価格差は、取引数量の相違等の正当なコスト差に基づくものではなかった。

$(1\nu-1\nu 4)$

【取引条件の見直しを行わなかった事例】

・ 卸売業者であるL社は、特定の取引先との取引において、長年の慣習により、相手方の求めに 応じ本部フィーという名目でのリベートを支払っていたが、支払い基準がなく、透明性・合理性 が認められなかった。

【自社基準を遵守しなかった事例】

- ・ 製造業者であるM社は、特定の取引先に対して、取引の維持を図ることを目的に、自社基準に 基づく算出額を超えるリベートを支出していたほか、競合する酒類メーカーの商品と店頭販売価 格を同一にさせることを目的に、自社基準に定めのない項目のリベートを支出しており、いずれ も透明性・合理性が認められなかった。
- ・ 製造業者であるN社の営業担当者は自らのノルマを達成を図ることを目的に、取引先からの注 文を超える仕入れを依頼し、これに応じた見返りとしてリベートを支出していたほか、倉庫料補 助という名目でのリベートを支出していたが、いずれも自社基準に定めのないものであり、透明 性・合理性が認められなかった。
- ・ 酒類メーカーの関連会社である卸売業者のO社は、特定の取引先である小売業者に対して、他 の酒類メーカーの競合する商品と同一の店頭販売価格を設定させることを目的に、価格差を補填 するリベートを支出していたが、自社基準に定めのないものであり、透明性・合理性が認められ なかった。